

3月議会のあらまし

平成30年館林市議会第1回定例会は、3月2日から20日までの19日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案等は、追加議案を含め27件、諮問3件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、可決されました。その他、請願1件の審議が行われました。

名誉市民の推挙

▽館林市名誉市民推挙について
 〓前市長の安樂岡一雄さん(故人)(仲町)は、永年にわたり本市の発展に大きく貢献され、その功績は特に顕著であることから、館林市名誉市民として推挙することについて議会の同意を求められたもので、全員一致で同意されました。



在りし日の故 安樂岡一雄 氏

人事案件

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

〓人権擁護委員の奥澤京子さん(分福町)の任期が本年6月30日をもって満了となることから、再推薦することについて、また、人権擁護委員の平野一男さん(代官町)の任期が本年6月30日をもって満了となることから、後任に服部覚さん(下早川田町)を推薦することについて、人権擁護委員法の規定により、議会に対し意見を求められたもので、それぞれ推薦につき全員一致で同意されました。

条例の制定

▽館林市地域福祉推進協議会条例
 〓社会福祉法の規定による地域福祉計画の策定

条例の改正

▽館林市斎場条例
 〓館林市斎場の管理に關して、指定管理者制度の導入を図るため、館林市斎場設置及び管理条例の全部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 〓群馬県から示された国民健

及び進捗管理並びに社会福祉法人が実施する地域公益事業に關する意見聴取を行う附屬機關を設置する必要があるため、本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に關する基準を定める条例
 〓居宅介護支援事業所の指定・監督権が、平成30年度より群馬県から市に権限移譲されることに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に關する基準を定める必要があるため、本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市後期高齢者医療に關する条例の一部を改正する条例
 〓国民健康保険の住所の特例の適用を受けている者が、年齢到達等により後期高齢者医療制度に加入した場合、国民健康保険の住所の特例を引き継ぐことになるため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
 〓福祉医療の受給者についても後期高齢者医療と同様に住所の特例を引き継ぐこと

康保険事業費納付金及び標準保険料率を基に、本市における国民健康保険税の課税方式及び税率の見直しを行うため、本条例の一部を改正しようとするもので、賛成多数で可決されました。

▽館林市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 〓国民健康保険法における国民健康保険運営協議会の規定が改正されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスのに係る介護予防のための効果的な支援の方法に關する基準を定める条例の一部を改正する条例
 〓介護医療院の新設に伴う語句の追加等を行うため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に關する基準を定める条例の一部を改正する条例
 〓共生型地域密着型サービスの創設に伴う基準の整備等を行うため、本条例の一部を改正しようとする